

霧島市条例第2号  
令和2年2月27日

霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例をここに  
公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（平成17年霧島市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(霧島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第18条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第19条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(霧島市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条第1号から第4号まで」に改める。

(霧島市印鑑条例の一部改正)

第4条 霧島市印鑑条例（平成17年霧島市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

(霧島市公共下水道条例の一部を改正する条例)

第5条 霧島市公共下水道条例（平成17年霧島市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項第1号中「才」を「力」に改める。

第8条の3第1項中「第8条の2」を「前条」に改め、同項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第8条の3第1項第4号才中「エ」を「オ」に改め、同号才を同号力とし、同号エを才とし、ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第8条の7中「又は」を「第8条の3第1項第4号ア、エ若しくはカのいずれかに該当するに至ったとき又は」に改める。

第13条第1号中「。以下「令」という。」を削る。

(霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。